

# 「兵庫県建築物木材利用促進方針」の概要

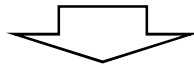
建築物等における木材の利用を促進し、脱炭素社会の実現に資すること等を目的として制定された、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」（通称：都市の木造化推進法）第 11 条第 1 項の規定に基づき、国が策定する「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に即して、兵庫県の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「県方針」）を定めます。

この県方針では、公共及び民間建築物への木材利用促進施策に関する基本的事項や、県整備の公共建築物における木材利用の取組の方向性等について記載しています。

## ■ 県方針の位置づけ

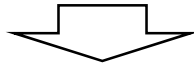
【国】 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針 <法第 10 条>

- (内容) ・ 建築物への木材利用促進の意義及び基本的方向  
・ 建築物への木材利用促進施策に関する基本的事項  
・ 国整備建築物における木材利用目標 等



【県】 兵庫県建築物木材利用促進方針 <法第 11 条>

- (内容) ・ 県内建築物への木材利用促進施策に関する基本的事項  
・ 県整備建築物における木材利用目標 等



【市町】 市町建築物木材利用促進方針 <法第 12 条>

- (内容) ・ 市町内建築物への木材利用促進施策に関する基本的事項  
・ 市町整備建築物における木材利用目標 等

### 【参考】都市の木造化推進法における県方針に関する記載

(都道府県方針)

第十一条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）を定めることができる。

2 都道府県方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
- 二 当該都道府県が整備する公共建築物における木材の利用の目標
- 三 当該都道府県の区域内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項
- 四 その他当該都道府県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

3 都道府県知事は、都道府県方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

## ■ 県方針の構成

- 第1 建築物における木材の利用の促進の基本的方向
  - 1 県産木材の利用促進
  - 2 建築物への木材利用の基本的方向
  
- 第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
  - 1 建築物への木材利用促進のための施策の方向性
  - 2 建築物における木材利用の促進
    - (1) 公共建築物における木材利用の促進
    - (2) 民間建築物における木材利用の促進
    - (3) 住宅における木材利用の促進
  - 3 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等
  - 4 建築物木材利用促進協定制度の活用
    - (1) 建築物木材利用促進協定の周知
    - (2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準
    - (3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進
  - 5 木材利用の促進の啓発
  
- 第3 県が整備する公共建築物における木材の利用の目標
  
- 第4 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項
  - 1 木材の供給に携わる者の責務
  - 2 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項
  
- 第5 その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項
  - 1 市町方針の作成に関する事項
  - 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項
    - (1) 公共建築物の整備
    - (2) 備品や消耗品の購入
    - (3) 木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入
  - 3 建築物における木材利用の促進のための体制整備に関する事項